

裁判員制度
「名簿記載通知を発送します」

問 名古屋地方裁判所裁判員係
☎ 052(203)8916

令和4年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)を送付します(令和4年1月1日時点で20歳以上の方に限る)。

この通知は、来年2月頃から約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

なお、この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけはありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません(実際に裁判所へお越しいただく場合は、別途お知らせします)。

子ども・若者育成支援
県民運動強調月間

11月1日(月)～30日(火)
スローガン
「育てよう
自分に勝てる子 負けな子」

全国一斉
「女性の権利ホットライン」強化週間

問 名古屋法務局人権擁護部
☎ 052(952)8111

▼日時/11月12日(金)～18日(木)
午前8時30分～午後7時

※11月13日(土)・14日(日)は、午前10時～午後5時

▼内容/DV、セクハラ、ストーカー行為といった女性に関する人権問題について相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

※通常は、平日午前8時30分～午後5時15分

▼相談専用電話/
女性の権利ホットライン

☎ 0570(07)810

11月25日(木)～12月1日(水)は
犯罪被害者週間です

事件や事故は、いつ誰の身に起こるかわかりません。地域が一体となって、犯罪防止や被害に遭われてしまった方のために何ができるかを考えていきましょう。

警察では、各種相談窓口を開設し、被害者の方からの様々な電話相談に応じています。被害者ご本人だけでなく、ご家族や友人からのご相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

問 津島警察署 ☎(24)0110



【 枯草火災を
防ぎましょう 】

これから寒くなり、空気が乾燥して、火災が発生しやすくなります。

令和2年中に市内で発生した火災は14件で、そのうち枯草に燃え移り拡大したものが5件となっています。

枯草は大変燃えやすく、タバコの投げ捨てによる小さな火種や放火、火の取り扱いの不注意などから瞬く間に燃え広がり、付近に建物があると大変危険です。

日ごろから一人ひとりが注意することにより、枯草による火災を防ぐことができます。

「枯草火災を防ぐポイント」
・歩きながらの喫煙はやめ、たばこの投げ捨ては絶対にやめましょう。



・バーベキューなど火を使用する際は、消火準備をし、使用場所を離れる場合は、完全に火を消しましょう。

・風が強いときは、屋外での火の使用を控えましょう。

・繁茂した枯草は早めに刈り取り、火災になりにくい環境を作りましょう。

「枯草除去のお願い」

消防署では、市火災予防条例に基づき、例年11月から3月にかけて市内の空き地、空き家に繁茂する枯草の状況を調査し、火災予防上危険な場所については所有者、管理者の方に対して枯草除去のお願いをしております。

枯草火災の予防と周囲の安全のために、ご理解とご協力をお願いします。



問 消防本部予防課 ☎(26)1109

お知らせ
暮らしに便利

ハイ119番です

健康ガイド

スポーツ

イベント

子育て1・2・3

まちかどtopics